

神夕協発第 138 号
令和元年 7 月 23 日

神奈川地方最低賃金審議会

会長 盛 誠 吾 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会
会長 伊藤 宏

神奈川県最低賃金改正に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局長におかれましては、去る 7 月 3 日に神奈川県最低賃金の改定について貴会に諮問されたと伺っております。

神奈川県最低賃金は平成 19 年以降、大幅な引き上げが続き、この 12 年間で 266 円もの引き上げとなっているところ、政府は経済財政運営と改革の基本方針 2019 において、「より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」としております、昨年度同様に極めて憂慮しております。

目安審議においては、法の目的や事業の賃金支払い能力について詳細かつ十分な検討を重ねることなく政府の意向に沿い、時々の事情に過剰な反応を示した目安額であるとの印象を拭えません。

先般、かながわ労働センターが発表した県内の春季賃上げ妥結状況によると、本年は 6,313 円、2.07% の引上げとなっており、使用者との間で度重なる厳しい団体交渉を経て賃金改善を獲得している組織労働者の状況を踏まえても、今、政府が目指す最低賃金改定を行わなければならぬ社会・経済情勢は見出し難いと私どもは考えます。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、勤労者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、賃金の引上げは、生産性が向上して初めて可能であり、決して先行するものではないと考えております。

タクシー事業は、長期的に利用客が減少し、需給バランスを欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化したため、現在、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、地域の協議会を中心に事業の適正化・活性化に取り組んでいるものの、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第 9 条の趣旨にご斟酌を賜りますとともに、タクシー事業の実情にご理解を賜り、慎重の上にも慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

